★ 児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則（規則第五十四号）（こども家庭課）

一　改正の要旨

児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉法及び母子保健法の一部が改正されたことに伴い、次の規則について必要な改正を行った。

1　児童福祉法施行細則

2　広島県会計規則

3　社会福祉施設等措置費用徴収規則

4　広島県看護師等修学資金貸付規則

二　施行期日

平成二十九年四月一日